

令和8年5月～令和9年4月 福島区役所ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保することを目的として、福島区役所のホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 媒体の概要

(1) 名称

福島区役所ホームページバナー

(2) トップページのアクセス件数

月 4,075 件（令和7年1月～令和7年12月の平均）

※参考データであり、アクセス件数の保証ではありません。

2. 広告の規格、掲載料金及び掲載期間

(1) 規格

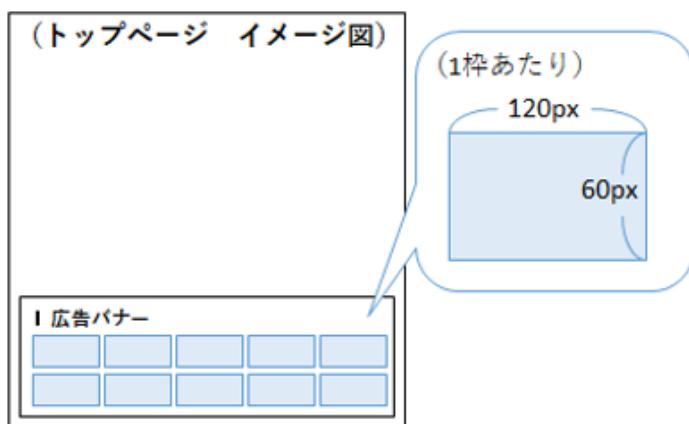
掲載場所：福島区役所ホームページ トップページ下部

掲載サイズ：縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル（1枠あたり）

※ホームページのレイアウト変更、メンテナンス等が実施される場合があります。

※掲載位置は指定できません。

広告枠イメージ



(2) 掲載料金

1枠月額 5,000 円（税込）

※広告原稿の作成にかかる一切の費用は、別途、申込者の負担となります。

(3) 掲載期間

令和8年5月1日（金）から令和9年4月30日（金）まで

- ・毎月初日から末日までの1か月単位で掲載期間を指定できますが、申込順位によりご希望に添えない場合があります。
- ・メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含みます。

3. 掲載できない業種、事業者

大阪市福島区役所広告掲載要領第4条の各号に該当するもの

4. 掲載できない広告

大阪市福島区役所広告掲載要領第5条の各号に該当するもの

5. 申込手続き

(1) 申込開始日時

2月17日（火）午前9時（先着順）

(2) 申込方法

「福島区役所ホームページバナー広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、バナーの画像データを添えて、掲載希望月の前々月5日（閉序日の場合は翌開序日）までに、原則、メールで提出してください。

(3) 申込先

〒553-8501 大阪市福島区大開1-8-1

大阪市福島区役所企画総務課（企画推進）宛

電話：06-6464-9683 ファックス：06-6462-0792

メールアドレス：tc0012@city.osaka.lg.jp

6. 広告掲載の決定

- ・先着順とし、広告掲載申込書の受付後、当区にて審査を行い、広告掲載決定通知書をお送りします。
- ・公共性の高いもの及び大阪市内、福島区内に事業所を有するものを優先する場合があります。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を提出していただくことがあります。

7. 広告原稿に関する注意事項

- ・「大阪市福島区役所ホームページバナー広告表現ガイドライン」をご参照ください。
- ・業種に関わらず、バナー及びリンク先ウェブページのいずれかに問い合わせ先（広

告主の法人名等・所在地・電話番号)を明示してください。

- ・ファイル形式はGIF(アニメ可)、JPEG、PNGのみ受け付けます。
- ・データ容量は4KBを上限とします。
- ・ALT表示については指定できません。
- ・CD等の媒体で提出された場合、原則として、返却いたしません。
- ・文字校正・デザインの校正是行っておりません。

8. 広告料の納付

- ・広告掲載決定通知書とともに送付する納入通知書にて、指定期日までに一括前納してください。
- ・5月分は、納入通知書送付から指定期日までの期間が非常に短くなりますので、ご注意ください。

9. 申込の取下げ

申込の取下げは書面にて受け付けますが、既納の広告料は返還しません。

10. その他

- ・ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更などが生じる場合があります。
- ・お申し込みいただく際は、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市福島区役所広告掲載要領」及び「大阪市福島区役所ホームページバナー広告表現ガイドライン」をご確認ください。
- ・申込内容について疑義が生じた場合、また、本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ当区と申込者双方協議のうえ決定します。